

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による 保険料（国保・後期）の減免について

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響により世帯の主たる生計維持者の収入が減少見込みとなること等により、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付が困難な世帯に対して、令和4年度の保険料減免を実施するので報告する。

1. 対象者

- ① 感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯。
- ② 感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の⑦から⑨までのすべてに該当する世帯。
 - ⑦事業収入等のいずれかの減少額が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上。
 - ⑧前年の総所得金額等の合計が1,000万円以下。
 - ⑨減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下。

2. 対象保険料

令和4年度分の保険料で令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。）が設定されているもの。

3. 減免額の算定方法

- A) 世帯の算定保険料 B) 減少が見込まれる事業収入等に係る前年所得額
 C) 世帯全員の前年の合計所得金額
 D) 減額または免除の割合（前年の所得金額により2/10から10/10の割合）
 $(A \times B \div C) \times D = E$ （減免保険料額） $A - E =$ 減免後の保険料額

〈算定方法の具体例は裏面〉

4. 周知について

区広報紙6月11日号、区ホームページ、「こんにちは国保です」（国民健康保険料納入通知書に同封）

5. 財政負担

特別調整交付金の交付基準に基づき、10分の4から10分の10を国が負担（国保分）

6. 令和3年度実績（R4.3.31現在）

	国民健康保険分		後期高齢者医療保険分	
	減免件数	減免額	減免件数	減免額
令和3年度分	585	99,024,882	33	2,408,400
令和2年度分	2,010	388,078,140	100	11,178,600
合計	2,595	487,103,022	133	13,587,000

新型コロナウイルス感染症の影響により国民健康保険料の

納付が困難な方のための減免制度について

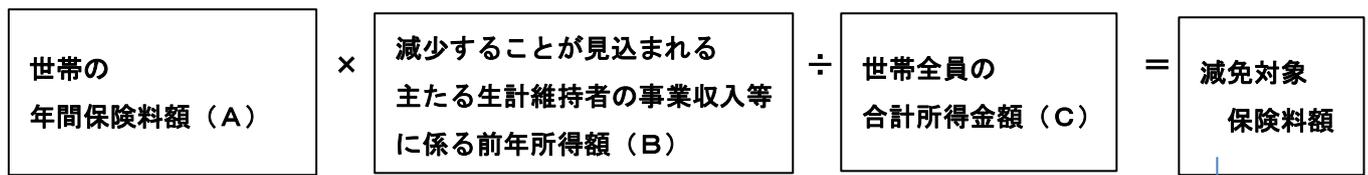
対象となる方

1. 主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯
2. 主たる生計維持者の事業収入等の額が前年の当該事業収入等の10分の3以上の減収となる世帯

減免額の算定方法

○対象1の場合：全額

○対象2の場合：次のとおり



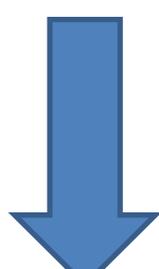
減免対象 保険料額	×	主たる生計維持者の前年の 合計所得金額	300 万円以下	400 万円以下	550 万円以下	750 万円以下	1000 万円以下
		減免の割合 (D)	10分の10	10分の8	10分の6	10分の4	10分の2

【計算例】 夫婦と子2人の4人世帯で前年の総所得金額等の合計金額が402万円の場合

令和3年分の世帯の所得状況

主たる生計維持者		配偶者		=	世帯の合計所得金額 (C)	
給与収入	500万円	給与収入	101万円		給与所得	402万円
給与所得	356万円	給与所得	46万円			

世帯の年間保険料額 (A)	63万円
---------------	------



主たる生計維持者の事業収入等の金額が前年と比較して30%以上の減収が見込まれる

※減免額の計算は、計算方法の考え方を示すものであり、実際の保険料額とは、相違します。

減少が見込まれる令和4年分の主たる生計維持者の収入

主たる生計維持者		減免額の計算	63万円 (A) × 356万円 (B) ÷ 402万円 (C) × 8/10 (D) = 446,328
給与収入	300万円		

減免後の保険料額 630,000円 - 446,328円 = 183,672円